

平成31年2月1日

保護者 様

千葉県立若松高等学校長 佐藤 仁

インフルエンザ罹患時の登校許可証明書の扱いについて

寒冬の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年もインフルエンザの流行が広がりを見せています。本校では医師によりインフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止の措置を行うとともに、登校再開の際に「登校許可証明書」にて医師の証明をいただいております。

しかし、医師の証明にかかる費用等で保護者に負担がかかることや、平成30年10月に厚生労働省より、「インフルエンザ罹患後の治癒証明については、医療機関への負担をかける恐れがある」との見解が示されたことを踏まえ、本校では平成31年2月よりインフルエンザに限り、保護者記載による、別紙「インフルエンザにおける療養報告書」を提出することで、出席停止等の措置及び登校再開を可能にすることとします。（他の感染症はこれまでどおり、「登校許可証明書」の提出をお願いします。）

今後のインフルエンザ対応については、以下のとおりです。学校における感染症の流行を予防するために、御理解・御協力をお願いします。

記

1. 医師によるインフルエンザの診断を受けた際に、出席停止期間についての指示を仰ぐとともに、診断を受けた旨を担任に連絡する。
2. 医師の指示のもと、必要期間休養し、回復に努める。
3. 登校する際は、保護者の方が、別紙「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し担任に提出する。その際、医療機関の発行する「調剤明細書」「領収書」等、受診が証明できる書類のコピーを添付する。（「インフルエンザにおける療養報告書」は、本校ホームページよりダウンロードしてお使いいただくこともできます。）

※ 従来どおりの医師の証明による「登校許可証明書」の提出でもかまいません。

参考 インフルエンザの出席停止期間の基準〔学校保健安全法〕

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。